

令和2年4月1日における号給の切替え及び令和3年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1842号

令和2年4月1日における号給の切替え及び令和3年4月1日における号給の調整に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第8号）附則第5項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）別表第1行政職給料表及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表第3行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の4級である職員並びに一般職員給与条例別表第2公安職給料表（以下「公安職給料表」という。）の5級である職員の、令和2年4月1日（以下「切替日」という。）における号給の切替え及び令和3年4月1日（以下「調整日」という。）における号給の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(切替日における号給の切替え)

第2条 切替日において55歳以上の職員（昭和40年4月1日以前に生まれた職員をいう。以下同じ。）のうち、行政職給料表4級93号給又は公安職給料表5級93号給（以下「最高号給」という。）を受けていた期間（以下「最高号給受給期間」という。）が55歳に達した日以後直近の3月31日までに12月以上となる職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして第4条に定める職員の切替日における号給は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の4号給上位の号給とする。ただし、55歳に達した日以後直近の3月31日までの最高号給受給期間に係るその者の勤務成績を総合的に判断した場合に4号給上位の号給とすることが部内の他の職員との均衡上不適当であると認められるときは、昇給の例に準じて計算した場合の号給を上限とし、切り替えるものとする。

2 前項の規定の適用を受けない55歳以上の職員のうち、最高号給を受けることとなった日から一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第8号）第2条及び第4条による改正後の行政職給料表又は公安職給料表（以下「改正後の給料表」という。）が適用されていたものとみなして昇給の例に準じて計算した場合に切替日に受けることとなる号給が、切替日の前日に受ける号給を上回ることとなる職員については、4号給を上限として、当該上回る号給数上位に切り替えるものとする。

(調整日における号給の調整)

第3条 切替日において55歳以上の職員のうち、最高号給受給期間が55歳に達した日以後直近の3月31日までに24月以上となる職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして次条に定める職員の調整日における号給は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の4号給上位の号給とする。

2 切替日において54歳の職員（昭和40年4月2日から昭和41年4月1日に生まれた職員をいう。）のうち、切替日の前日までに最高号給受給期間が12月以上となる職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして次条に定める職員の調整日における号給は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の4号給上位の号給とする。

3 前2項の規定による調整を受ける職員について、55歳に達した日以後直近の3月31日までの最高号給受給期間に係るその者の勤務成績を総合的に判断した場合に4号給上位の号給とすることが部内の他の職員との均衡上不適当であると認められるときは、昇給の例に準じて計算した場合の号給を上限とし、調整するものとする。

4 前3項の規定による調整の号給数が、調整日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該調整日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の調整の号給数は、前3項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

5 第1項又は第2項の規定の適用を受けない54歳以上の職員（昭和41年4月1日以前に生まれた職員をいう。）のうち、最高号給を受けることとなった日から改正後の給料表が適用されていたものとみなして昇給の例に準じて計算した場合に調整日に受けることとなる号給が、調整日の前日に受ける号給を上回ることとなる職員については、4号給を上限として、当該上回る号給数上位に調整するものとする。

(権衡上切替え及び調整の対象となる職員)

第4条 第2条及び第3条の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 調整日以前（平成18年4月1日から調整日までの間に限る。以下同じ。）に給料表の適用を異にする異動をした職員であって、当該異動後の給料表を従前から適用されていたものとみなした場合に第2条又は第3条に規定する職員に該当することとなる職員
- (2) 調整日以前に国家公務員、一般職員給与条例若しくは市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員以外の地方公務員、公庫、公団若しくは事業団の名称を用いている法人に勤務している者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「国又は他の地方公務員等」という。）から人事交流等により引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となった者であって、国又は他の地方公務員等としての在職を一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員としての在職とみなした場合に第2条又は第3条に規定する職員に該当することとなる職員
- (3) 委員会の承認を得てその号給を決定された職員であって、当該号給を決定する際の計算によって、第2条又は第3条に規定する職員に該当することとなる職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ委員会の承認を得て定める職員
（昇格の日の前日における号給の調整）

第5条 この規則の規定により切替え又は調整を行った職員に職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（人事委員会規則第6-1512号）第20条の2（昇格の場合の号給）の規定を適用する場合には、この規則の規定の適用がないものとした場合にその者が受けることとなる号給を昇格の日の前日に受けていたものとみなす。
（この規則により難い場合の措置）

第6条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。